令和2年8月期 木城町農業委員会定例総会会議録

14年2年6月初 74歲月歲未安兵五足/77心五五歲錄	
開催期日	令和2年8月28日(金)午前8時55分~10時00分まで
出席委員	(農業委員 7名) 1番:後藤 ミホ 2番:久保 一美 3番:上川 安博 5番:西 哲郎 6番:曽我 広 7番:平野 豊文 8番:大山 裕加 ※新型コロナウイルス感染防止対策の為、農業委員のみの出席で 農地利用最適化推進委員の招集はなし。
欠 席 委 員	(農業委員 0人)
	農業委員: 0 名
出 席 職 員	事務局長:渕上 達也 専門監:高橋 茂義 主幹:眞﨑 哲子
会議録署名委員	5番:西哲郎 6番:曽我広
議事日程	令和2年8月28日(金)1日間
報告	 (1) 8月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(1件) (3) 農家相談日結果報告について (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(4件) ② 時効取得に関する通知について(1件) ③ 農地利用配分計画の認可について(2件) ④ あっせん譲受等候補者名簿登録申請について(1件) ⑤ その他
会 議 事 件	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第40号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第41号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局(事務局長)	皆様お早うございます。定刻よりも若干早いですが、全員お揃いですので、 ただ今から8月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さん ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。最初に会長からご挨拶をいただ きます。よろしくお願いします。

議長 (会長) 後藤 ミホ	皆さん、改めましてお早うございます。お忙しい中全員出席していただきありがとうございます。新型コロナもようやく町民県民の協力により落ち着きつつあるのかなと思っておりますが、まだまだそれぞれ感染予防を心掛けていただきますようお願いいたします。 昨日届いた全国農業新聞に、コロナよりも深刻なのは気候変動だという記事がありました。雨が降らないのも困るし、降り続ければもう要らないというのが農家の現状です。水害や干ばつが多発したら、せっかく頑張っても作物を作ることさえままならなくなりますなどと、とてもいい内容でした。各農業委員会全員購読が目標となっております。最近は、スマホでも全国の記事が見る事が出来るようになりましたので、よろしくご協力ください。 それでは、本日も慎重なご審議をよろしくお願い致します。
事務局(事務局長)	ありがとうございました。それでは進行の方をお願い致します。
議長 (会長) 後藤 ミホ	それでは、ただ今から令和2年8月期の定例総会を開会致します。 本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので、総会は成立しています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、5番西哲郎委員と6番曽我広委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名致します。
議長(会長) 後藤 ミホ	それでは、本会議に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局(事務局長)	それでは、総会資料の14ページをお願いします。 議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の承認について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号20番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字田神○○番 地目 畑 地積198㎡ 他6筆 合計 畑7筆4,940㎡ 移動区分 贈与 0円 経営状況 家族2 労働力2 経営面積

事務局(事務局長)	$442 \mathrm{m}^2$ 移動の理由 耕作地の所有権取得 担当は、 $2 \mathrm{番久保委員}$ です。資料 につきましては $15 \mathrm{^{\circ}\!\!\!\!-}$ ジから $16 \mathrm{^{\circ}\!\!\!\!\!-}$ ジに添付してあります。以上です。
議長(会長) 後藤 ミホ	それでは朗読が終わりましたので、受付番号 20 番につきまして、担当の 2 番久保委員から説明をお願いします。
(2番) 久保 一美	先だって、同じ担当地区の農地利用最適化推進委員の田村推進委員と一緒に自宅訪問しております。譲渡人は、○○住宅におられまして連絡がつかないとう事で、譲受人の方に連絡を入れて一応お話を伺いました。以前(15~16 年前)にここは譲受人が所有されており、訳あって奥様のおじさんである譲渡人に一度名義を変えられています。この農地で現在はハウスもやっており、支払いも終わりましてその農地を取得するという方向性での案件となっております。今現在も家族で施設園芸(ホオズキ等)をやっていて前向きに農業をやっておられる方です。話を聞いても意欲もあって、今後息子さんが継いでくれるといいという話もされていました。ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。
議長(会長) 後藤 ミホ	それでは、担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 受付番号20番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。
(3番) 上川 安博	資料 15 ページの農地は、山林状態の所じゃないかなと思っているのですが、 未だに畑であるというのは、こちらの方から話をした方がいいのではないかな と思うのですがどうでしょうか? 孟宗竹がかなりはっているのですよね。
(2番) 久保 一美	今の意見ですが、言われた通り山林状態です。一回名義を変えられて、申請をし直して非農地証明を出すという方向性でどうでしょうか。おそらく復旧はできないと思いますので、そういう方向で担当としてもまたやりますので、よろしくお願いします。
議長 (会長) 後藤 ミホ	他に質疑はありませんか。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 20 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 20 番につきましては、承認可決と致します。

議長 (会長) 後藤 ミホ	それでは、つづきまして総会資料の17ページをお願いします。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗 読をお願い致します。
	議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について 農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。
(事 務 局) 事務局長	受付番号7番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字町○○番 地目 畑 地積 452㎡ 他1筆 計畑2筆 面積 518㎡ 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅 進入路 施設概要 住宅1棟85.29㎡ 進入路 担当委員は、8番大山委員です。資料につきましては、18ページから25ページに添付してあります。
事務局(眞﨑主幹)	(プロジェクターを使用し、写真説明)
議長(会長) 後藤 ミホ	事務局からの説明が終わりましたので、担当の大山委員から補足説明があればお願いします。
(8番) 大山 裕加	転用調査報告と事務局説明のとおりで、特にありません。
議長(会長) 後藤 ミホ	それでは質疑に入ります。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について 受付番号7番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。
(2番) 久保 一美	この道路の進入路は共有という事で、財産分与が発生した時に大丈夫かなというのがあるのですけども、どうでしょうか。
事務局(眞﨑主幹)	一応こちらについては、奥の方に譲渡人の畑がまだ残っているという事で、 ここも売買の予定ではあるので、とりあえずは現在の所有者と今回譲受人となっているお二人で、1/2 と 1/4 ずつという事で配分をされるという事です。
(2番) 久保 一美	はい、わかりました。
議長(会長) 後藤 ミホ	私の方からも、質問をよろしいでしょうか。 売り物件と看板が出ていたのを事前調査の帰りに思い出したのですけど、そ れは問題ないのでしょうか。
(事 務 局) 事務局長	基本的には、畑を勝手に造成して住宅用地として売り物件という看板だと問題があると思いますが、今の畑の所を現地確認したところ、農地として利用はしていませんが、維持管理として草刈りをずっと続けておられるという状況の畑だったと確認しております。譲受人が買われるために残りの農地が、農地と

(事 務 局) 事務局長	して面積が確保できないような状況でそこも売りたいという事で看板を出して おられるのではないかと思いますが、それを事前に転用して宅地化という事は されてないので、問題はないのかというふうに考えてはおります。ただあれを 完全に宅地として農地の維持管理じゃない状態にしてしまうと問題があるので はないかと思いますが、あの看板自体は問題ないのではないかなと思っており ます。
議長(会長) 後藤 ミホ	会社名が入っていても、代理人という形で農地の売買は大丈夫ですか。
(事 務 局) 事務局長	農地の売買については、あくまでも売買する前にはこちらの農業委員会に届け出があった後でないと売買はできないという事になっています。
議長(会長) 後藤 ミホ	わかりました。
議長(会長) 後藤 ミホ	他に質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について 受付番号7番についてであります。この申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について 受付番号7番にいて承認可決とします。
議長(会長) 後藤 ミホ	それでは、つづきまして総会資料の 26 ページをお願いします。議案第 40 号 農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読をお 願い致します。
事務局	議案第40号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号1番 受付番号15番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字赤坂○○番 地目 畑 地積 704㎡ 他2筆 合計 畑3筆 7,964㎡ 利用目的 施設園芸 売買価格 全部で7,000,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020年09月30日 担当は2番久保委員です。 資料は、28ページに添付してあります。

事務局(事務局長)

整理番号 2 番 受付番号 16 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。 土地表示 大字高城字西ヶ原〇〇番 地目 畑 地積 988 ㎡ 他 2 筆 合計 畑 3 筆 2,968 ㎡ 利用目的 露地栽培 売買価格全部で 1,191,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期2020 年 9 月 30 日 担当委員は、8 番大山委員です。特例事業扱いです。

整理番号3番 受付番号17番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。 土地表示 大字高城字外堀○○番 地目 畑 地積1,052㎡ 利用目的 露地栽培 売買価格 全部で400,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020年9月30日 担当委員は、8番大山委員です。地図につきましては、29ページに添付してあります。以上です。

議長(会長) 後藤 ミホ

それでは、議案第40号農用地利用集積計画(所有権移転)について整理番号1 受付番号15番につきまして、担当の2番久保委員から説明をお願いします。

(2番) 久保 一美

今回の譲受人は、川南町の新規就農者に尾鈴農協のトレーニングハウス卒業 生であります。この土地は、譲渡人が1年か2年前に取得されたハウスかなと 思っているのですが、そのハウスを 70a 購入しまして、約80a ですね、ピーマ ンを 30a 作りたいと聞いております。作物については、JA 尾鈴のピーマン部 会の会員でありますから、JA 尾鈴の方に売却するということで、GAP関係が 非常に厳しくて、その産廃の関係がですね。そのような形で、曽我委員並びに 推進委員2名の方を連れて行き、産廃対応がありましたものですから、早急に 解決したいというご意向もありましたものですから一緒に対応したものです。 この売買価格の700万についても、尾鈴農協の方で借り入れが通っているとい うことです。ただ、譲受人の方が他の資材等にもお金が多少かかっているとい う事でしたが、支払期限については9月30日となっています。あと、余談に なりますけども、川南町の方の農地も購入してもらえないかという事で譲渡人 が提案されているということです。向こうの方の農地についても、川南町の農 業委員会がタッチしても。私自身の考えですけど、新規就農者で1町の農地を 取得して、その1年目から農業をするというのは野望に過ぎないのではないか と思っています。ただ、譲受人の家族の親族が川南町で農業をやっておられま して、その協力も仰ぎながらやりたいと言われております。支払いについても 決まっておりますので、もう少し早い段階からこの話が来れば譲受人の方も経 営ができたのではないかと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

議長(会長) 後藤 ミホ	つづきまして、受付番号 16 番につきましては特例事業ですので、担当委員 の説明は省かせていただきます。次に、受付番号 17 番について担当の大山委 員から説明をお願いします。
(8番) 大山 裕加	以前から賃貸借の契約を結んでおられ、今回売買されることになりました。 現地に行ってみたのですけど、きちんと管理されていて問題ないと思います。 ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。
議長(会長) 後藤 ミホ	以上で説明が終わりましたので審議に入ります。議案第40号農用地利用集 積計画(所有権移転)について質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手 の上、受付番号を言われて質疑に入ってください。
事務局	私から聞いてもいいでしょうか。整理番号1番ですけど、当初の金額よりも約300万くらい下がっていると思うのですが、これにつきましては、産廃の処理を譲受人がされるという事で下げているのか、それとも下げた状態で、産廃については譲渡人がするのかというのだけ教えていただけますでしょうか。
(2番) 久保 一美	それについては私もまだ把握していないのですけど、おそらく川南町の土地を入れて一千万、約二反か三反あるのですけども。田村推進委員も言われて、譲渡人の前所有者が以前、川南の〇〇農場の横に耕作をしておりまして、その農地をそのまま引き継ぐという形で、その減額で700万。一応、尾鈴農協には一千万の借り入れをしても耐用年数が長いものですから。造られてからの耐用年数というか経過年数が長くてその分の融資はできないという事で、百合野地区の分だけを八反分700万の融資という経緯だと思います。 局長の言われた産廃の件ですが、譲渡人の社長・部長とも話して、こういう形で新規就農者に渡すのはおかしいのではないかという事で4人の委員ともお話して、あまりタッチするといけないのですけども、個人的な感じでお話をさせていただいて、一応10万から20万位だったら譲渡人出してもいいのではないですかとお話をしまして、残りの資材、産廃がおそらく10t車山盛りで引き取ってくれる業者がいまして、それが二台分かなという事で20万くらいなら譲渡人が出される。初め100万と言われてその半分を譲受人に出させようという気持ちがあるのではないかと思っているのですけども、一応産廃についてはその業者を当たるという事で、譲渡人の方も言っておられましたので、そういった流れで、早めに設定がなされているものですから、一応支払い時期の前にもう一回4人の委員と現地確認をしたいと思います。以上です。
議長(会長) 後藤 ミホ	他にはございませんか。 (質疑・意見なし) 質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 40 号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。受付番号 15 番から 17 番について賛成の方は挙手をお願い致します。

議長(会長) 後藤 ミホ

(全員举手)

全員賛成との事ですので、議案第40号農用地利用集積計画(所有権移転) について、受付番号15番から17番につきましては承認可決とします。

議長(会長) 後藤 ミホ

つづきまして、総会資料の30ページをお願いします。

議案第41号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。

議案第41号農用地利用集積計画(利用権設定)について、農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定により下記利用集積計画の決定を求める。

整理番号1番 受付番号36番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字川原字内屋舗○○番 地目 畑 地積4,817㎡ 他2筆 合計 畑 3筆 8,187㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2020年09月1日から2030年08月31日(10年) 借賃 10,000円/10a経営面積 0.9ha 家族数 2 稼動労動力 2 担当委員は、3番上川委員です。更新です。資料につきましては、38ページに添付してあります。

∃ ∃ 整理番号 2 番 受付番号 37 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字川原字今別府○○番 地目 畑 地積 2,130 ㎡ 他 1 筆 合計 畑 2 筆 7,825 ㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2020年09月01日から 2030年08月31日(10年) 借賃 15,000円/10a 経営面積 0.9ha 家族数 2 稼動労働力 2 担当委員は、3 番上川委員です。更新です。資料につきましては 38 ページに添付してあります。

整理番号 3 番 受付番号 38 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字外堀○○番 地目 畑 地積978 ㎡ 他 1 筆 合計 畑 2 筆 2,022 ㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期2020年 09 月 1 日から 2025年 08 月 31 日 (5 年) 借賃 10,000円/10a 経営面積 16.9ha 家族数 4 稼動労動力 4 担当委員は、8 番大山委員です。

新規です。資料につきましては、39ページに添付してあります。

整理番号 4 番 受付番号 39 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字荒神松〇〇番 地目 畑 地積1,097 ㎡ 他 25 筆 合計 畑 26 筆 22,263 ㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2020年 09 月 01 日から 2025年 08 月 31 日(5 年) 借賃 10,000 円/10a 経営面積 16.9ha 家族数 4 稼動労働力 4 担当委員は、8 番大山委員です。新規です。資料につきましては 40 ページから 41 ページに添付してあります。

事務局長)

事務局 (事務局長) 議長(会長) 後藤 ミホ	整理番号 5番 受付番号 132 番から 133 番までの案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。譲受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。8月 20日に公社の審査会で全て可決されております。合計 畑 22 筆 田 6 筆 集積面積 24,697 ㎡となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を 44ページから 45ページに記載しております。以上です。 それでは、議案第 41 号農用地利用集積計画(利用権設定)について 受付番号 36番 37番につきましては更新ということでありますので、担当委員の説明は省かせていただきます。受付番号 38番 39番につきまして、大山委員のほうから説明をお願いいたします。
(8番) 大山 裕加	この 38 番の案件につきましては、コロナ交付金関係の案件なので新規扱いになっております。現地確認したところ、管理もきちんとされて現在はサツマイモが植えてあります。 次の受付番号 39 番につきましても、コロナ交付金関係の案件で、先ほどと同様に管理がきちんとされていてサツマイモが植えてありました。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長(会長) 後藤 ミホ	ありがとうございました。受付番号 132 番以降は農地中間管理事業ですので 説明は省かせていただきます。 それでは、質疑に入ります。議案第 41 号 農用地利用集積計画(利用権設 定)について 質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願い します。
事務局(事務局長)	コロナ交付金関係という事は、今までは闇小作で耕作していましたが、改め て契約を結ぶという事でよろしいでしょうか。
(8番) 大山 裕加	はい、そうです。
議長(会長) 後藤 ミホ	他にございませんか。 (質疑・意見なし) 他に無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第 41 号 農用地利用 集積計画(利用権設定)について 受付番号 36 番から 39 番、132 番から 133 番につきまして承認賛成される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長(会長) 後藤 ミホ	全員賛成との事でありますので、議案第 41 号農用地利用集積計画 (利用権移転) について 受付番号 36 番から 39 番、132 番から 133 番につきまして承認可決と致します。 以上で本会議を終了致します。
協議会	1 9月の行事予定について 2 その他
議長(会長) 後藤 ミホ	以上をもちまして、令和2年8月期の定例総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。
	議長
	署名委員
	署名委員